

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(令和2年度)

第2 清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	2179.78	2394.94	2370.36	2204.82	2137.80	2018.06	2127.18	164.86	2349.28	1890.16	1800.12	2147.12
残滓搬出量	270	370	359	280	300	320	340	20	310	290	210	330

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	24	31	30	26	31	30	31	—	—	—	—	—
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	922	916	912	913	918	916	921	—	—	—	—	—
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	170	171	171	170	171	171	169	—	—	—	—	—
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	4	3	4	3	3	2	2	—	—	—	—	—
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	—	—	—	—	—

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	—	—	—	—	—	—	—	—	28	27	18	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	—	—	—	—	—	—	—	—	908	909	913	901
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	—	—	—	—	—	—	—	—	170	172	172	176
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	2	2
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	—	—	—	—	—	—	—	—	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

○注:BFとはバグフィルタの略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場でご覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均再燃室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ)

項目 / 焼却炉			1号炉			2号炉			測定実施回数
試料採取位置			煙突出口			煙突出口			ばい煙濃度測定回数 5回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 3回/年
試料採取月日			4月21日	7月3日	10月21日	12月24日	2月17日	—	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月2日	8月12日	11月24日	2月4日	3月12日	—	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	8月12日	11月24日	2月4日	—	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果 (酸素濃度12%換算値)						適用法令
ばいじん	0.15	g/m <sup>3</sup>	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.004	—	大気汚染防止法
硫黄酸化物	12.9	m <sup>3</sup> /h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	—	大気汚染防止法
塩化水素	189	ppm	9 未満	9 未満	9 未満	8 未満	9 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	32	30	30	34	36	—	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	0.94	mg/m <sup>3</sup>	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	18.88	mg/m <sup>3</sup>	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	3.78	mg/m <sup>3</sup>	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	—	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	—	0.000019	0.000030	0.000012	—	—	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。